

商店街振興組合法に基づく浜松市長の処分に係る標準処理時間の基準について

平成18年4月1日制定

商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第6条の規定による標準処理時間は、次のとおりとする。

許認可等の内容	根拠法令	根拠条項	標準処理時間
商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立認可	商店街振興組合法	36 - 1	14日
商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の組合員による役員改選総会招集の承認	商店街振興組合法	55 - 5	14日
商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の組合員による臨時総会招集の承認	商店街振興組合法	59	14日
商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の定款変更認可	商店街振興組合法	62 - 2	14日
商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の合併認可	商店街振興組合法	73 - 3	14日